

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年10月1日
担 当 課	DX推進課

契約業者名・住所	株式会社アイネス 営業本部 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目38番11号
工事等の名称	松戸市番号管理連携システム保守業務委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	7,920,000円
工事等の概要	番号管理連携システムの保守業務の委託
随意契約の理由	社会保障・税番号制度は、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものである。また、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤を構築する目的で、平成25年5月24日に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」とし、参議院本会議で可決された。 番号管理連携システムは、税・国保・福祉関連システムの宛名情報を集約し、個人番号を取得した情報に対して団体内統合宛名番号を振り出す「団体内統合宛名システム」としての機能と中間サーバーと既存業務システムとのデータの受け渡しを行う「中間サーバー連携機能」を備え、番号制度導入に伴い「平成27年度社会保障・税番号制度に関わる団体内統合宛名システム整備委託」の範囲で導入された。 番号管理連携システム保守委託は、当該システムを安定的に稼働させるための保守契約であり、事業者の選定にあたっては、次の条件を充たしていることが必要である。

- | | |
|--|--|
| | <ol style="list-style-type: none">1 個人住民税・国民健康保険、児童福祉、障害者福祉システムの構成、言語、データベース、各種共通マスタ、情報連携、運用を理解、熟知していること。2 各種基幹系システム、基幹系ネットワーク、基幹系パソコン、基幹系プリンタ、基幹系システムの運用と責任分界点を理解していること。3 個人住民税・国民健康保険、児童福祉、障害者福祉システムの重要性及び作業に係る危険性を理解していること。4 個人住民税・国民健康保険、児童福祉、障害者福祉システムにおける障害時の迅速な切り分けと復旧対応が可能なこと。5 松戸市情報セキュリティポリシーを遵守できること。 |
|--|--|

よって、本業務に係る業者の選定にあたっては、これらを中心に総合的判断に基づく裁量に委ねられる部分が大である。

株式会社アイネスにあっては、前条件をクリアするとともに、平成 19 年 11 月のホストコンピュータといわれる大型汎用機から、汎用的なパッケージ機能を基本としたオープンシステム移行時の税・国保・福祉関連システムの構築・保守事業者であり、現在も松戸市では、同パッケージシステムを利用している。また、同社は番号管理連携システムの構築事業者であることから環境・設定作業等を熟知しているため、最も適切な事業者であるといえる。

従って、番号管理連携システム保守委託の性質及び目的が、競争入札に適しないと判断し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し、株式会社アイネスを相手方として随意契約することが妥当かつ適法であると思料する。また、松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、1 者からのみ見積書を徴するものである。